

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号		-	
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒		
	事業所名称			
	事業主氏名			
	電話番号	()		

特例

令和4年10月～令和4年12月
を急減月とする場合

社会保険労務士記載欄

氏 名 等

受付印

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ		
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月 報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑧ 適及支払額		⑩ 備考		
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計					
						⑮ 平均額	⑯ 修正平均額				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 適及支払額	⑨ 昇給	⑩ 降給	⑪ 昇給	⑫ 降給	⑬ 昇給	⑭ 降給	⑮ 昇給
	⑯ 支給月	⑰ 日数	⑱ 通貨	⑲ 現物	⑳ 合計(⑱+⑲)	㉑ 総計	㉒ 平均額	㉓ 修正平均額	㉔ 昇給・降給の理由	㉕ 健康保険のみ月額変更	㉖ その他(特例改定(申立書1の①)に該当)
	㉗ 月	㉘ 日	㉙ 円	㉚ 円	㉛ 円	㉜ 円	㉝ 円	㉞ 円	㉟ 円	㊱ 円	㊲ 円
	㊳ 月	㊴ 日	㊵ 円	㊶ 円	㊷ 円	㊸ 円	㊹ 円	㊺ 円	㊻ 円	㊼ 円	㊽ 円
2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 適及支払額	⑨ 昇給	⑩ 降給	⑪ 昇給	⑫ 降給	⑬ 昇給	⑭ 降給	⑮ 昇給
	⑯ 支給月	⑰ 日数	⑱ 通貨	⑲ 現物	⑳ 合計(⑱+⑲)	㉑ 総計	㉒ 平均額	㉓ 修正平均額	㉔ 昇給・降給の理由	㉕ 健康保険のみ月額変更	㉖ その他(特例改定(申立書1の①)に該当)
	㉗ 月	㉘ 日	㉙ 円	㉚ 円	㉛ 円	㉜ 円	㉝ 円	㉞ 円	㉟ 円	㊱ 円	㊲ 円
	㊳ 月	㊴ 日	㊵ 円	㊶ 円	㊷ 円	㊸ 円	㊹ 円	㊺ 円	㊻ 円	㊼ 円	㊽ 円
3	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 適及支払額	⑨ 昇給	⑩ 降給	⑪ 昇給	⑫ 降給	⑬ 昇給	⑭ 降給	⑮ 昇給
	⑯ 支給月	⑰ 日数	⑱ 通貨	⑲ 現物	⑳ 合計(⑱+⑲)	㉑ 総計	㉒ 平均額	㉓ 修正平均額	㉔ 昇給・降給の理由	㉕ 健康保険のみ月額変更	㉖ その他(特例改定(申立書1の①)に該当)
	㉗ 月	㉘ 日	㉙ 円	㉚ 円	㉛ 円	㉜ 円	㉝ 円	㉞ 円	㉟ 円	㊱ 円	㊲ 円
	㊳ 月	㊴ 日	㊵ 円	㊶ 円	㊷ 円	㊸ 円	㊹ 円	㊺ 円	㊻ 円	㊼ 円	㊽ 円
4	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 適及支払額	⑨ 昇給	⑩ 降給	⑪ 昇給	⑫ 降給	⑬ 昇給	⑭ 降給	⑮ 昇給
	⑯ 支給月	⑰ 日数	⑱ 通貨	⑲ 現物	⑳ 合計(⑱+⑲)	㉑ 総計	㉒ 平均額	㉓ 修正平均額	㉔ 昇給・降給の理由	㉕ 健康保険のみ月額変更	㉖ その他(特例改定(申立書1の①)に該当)
	㉗ 月	㉘ 日	㉙ 円	㉚ 円	㉛ 円	㉜ 円	㉝ 円	㉞ 円	㉟ 円	㊱ 円	㊲ 円
	㊳ 月	㊴ 日	㊵ 円	㊶ 円	㊷ 円	㊸ 円	㊹ 円	㊺ 円	㊻ 円	㊼ 円	㊽ 円
5	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 適及支払額	⑨ 昇給	⑩ 降給	⑪ 昇給	⑫ 降給	⑬ 昇給	⑭ 降給	⑮ 昇給
	⑯ 支給月	⑰ 日数	⑱ 通貨	⑲ 現物	⑳ 合計(⑱+⑲)	㉑ 総計	㉒ 平均額	㉓ 修正平均額	㉔ 昇給・降給の理由	㉕ 健康保険のみ月額変更	㉖ その他(特例改定(申立書1の①)に該当)
	㉗ 月	㉘ 日	㉙ 円	㉚ 円	㉛ 円	㉜ 円	㉝ 円	㉞ 円	㉟ 円	㊱ 円	㊲ 円
	㊳ 月	㊴ 日	㊵ 円	㊶ 円	㊷ 円	㊸ 円	㊹ 円	㊺ 円	㊻ 円	㊼ 円	㊽ 円

※ 「⑨給与と支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
※ この届書には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出(令和4年10月から令和4年12月
までを急減月とする場合)について記載してください。
※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」を必ず添付してください。
(複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、令和4年10月から令和4年12月までに、報酬の大幅な変動があった場合で、「報酬月額算定の特例」による特例改定を行うときにご提出いただくものです。

- ・この届書を提出いただく特例改定の対象者となるのは、以下の(1)から(3)のすべてに該当した場合となります。
 - (1)事業主が**新型コロナウイルス感染症の影響により休業**（時間単位の休業を含む。）させたことにより、**報酬が著しく低下した月**（令和4年10月から令和4年12月までの期間におけるいずれか1か月。以下「急減月」という。）が**生じた者**である場合。
 - *「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。
 - (2)**急減月に支払われた報酬の総額**（1か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より**2等級以上低下**している場合。
 - (3)特例改定により改定することについて、**対象者本人が書面により同意**している場合。
- ※ 上記による本特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
 - ・急減月の1か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定します。
 - ・基本給や日給等の基礎単価の変動などの**固定的賃金の変動の有無に関わらず**、改定前の標準報酬月額より**2等級以上低下していれば該当**します。
 - ・急減月に報酬が支払われていない場合も対象とし、その場合は、**最低等級の標準報酬月額により改定**します。
 - ・急減月及びその前2か月に、報酬支払の基礎となった日数が17日以上（特定適用事業所等における短時間労働者の場合は11日以上）の場合で、**報酬の支給の有無に関わらず**、事業主からの**休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続**している場合は、**報酬支払の基礎日数に含みます**。
 - ・特例改定の対象となる保険料は、**令和4年11月分以降の保険料**となります。
 - ・特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した「**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書**」の添付が必要です。
 - ・本特例改定により改定となった被保険者は、**休業が回復した月（報酬支払の基礎日数が17日以上となった月）の報酬が2等級以上上昇したとき**には、**固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要**となります。

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。

事業所整理記号	0	1	-	イ	ロ	ハ
---------	---	---	---	---	---	---

- ①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
- ③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。

【元号】	1. 明治	3. 大正	5. 昭和	7. 平成	9. 令和
【記入例】	昭和63年5月3日の場合 ③ 5-630503				
- ④改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。
: 「⑨給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月となります。
- ⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
- ⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
- ⑦昇(降)給 : **急減月をご記入ください。**
: また、**あらかじめ「2. 降給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。**
- ⑧遡及支払額 : 急減月に遡及分の支払があった場合は、遡及差額分の金額をご記入ください。
- ⑨給与支給月 : 急減月をご記入ください。
- ⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
本特例に限り、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
- ⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計 : 記載は不要です。
- ⑮平均額 : 記載は不要です。
- ⑯修正平均額 : **急減月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。**
※ただし、急減月に遡及分の支払があった場合は、⑧に遡及支払額をご記入のうえで、⑯には遡及支払額を除いた額をご記入ください。
- ⑰個人番号 : 70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
(基礎年金番号) : 基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ⑱備考 : 「1. 70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
この場合には、個人番号(または基礎年金番号)を「⑰個人番号」欄にご記入ください。
「2. 二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
「6. その他」には、**あらかじめ○で囲み、「特例改定(申立書1の①に該当)」と記入していますので、改めての記載は不要です。**

お知らせ

- ・固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。
- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1か月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び特定適用事業所等に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、届出日から2年間は保存してください。
- ・同一の者が、本特例改定の届書を複数回行うことや、届出後に取下げ・変更を行うことはできません。
- ・特例改定の受付は、令和4年12月までを急減月とする申請をもって終了します。届書の受付期間は、急減月ごとに異なるためご注意ください。
- 令和4年10月または11月を急減月とする届出は令和5年1月31日まで、令和4年12月を急減月とする届出は令和5年2月28日まで、届書の受付ができます。
- ・現在、特例改定を受けている方で、令和5年の定時決定までに休業が回復した場合は、休業回復の月額変更の届出が必要となります。